

地下の正倉院展 造酒司木簡の世界 第Ⅰ期展示木簡

第Ⅰ期 一〇月一七日(土) 一〇月三〇日(金)

第Ⅱ期 一〇月三二日(土) 十一月五日(日)

第Ⅲ期 十一月七日(火) 十一月二十九日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の積文を改めている場合があります。

造酒司の発見

1 造酒司からの呼び出し状

(S D 三〇三三五出土。『平城宮木簡』二、二三三三、三四号。)

以下、宮二一一三三四のように略す)

〔表〕造酒司符 長等 犬甘名事

若湯坐少録
日置菜三

〔上カ〕

〔裏〕直者言從給状知必番日向參

長さ二五〇mm・幅三八mm・厚さ三mm ○一九型式

造酒司が、若湯坐少録・犬甘名事・日置菜ら三人を呼び出す召文の木簡。「長」という役職にある者に充てた符(上部機関から下部機関に充てる文書)の書式をとる。下端が折れているため、呼び出し理由などはわからない。四cm近い幅の材を用いた堂々とした書きぶりや、日付や差し出しが全く残らないことなどからみると、元々は今の二倍以上の長さの大型木簡だった可能性がある。その場合、呼び出された人がもっと多かったことも考えられる。今回、表面下部に從來確認できなかった文字の存在が明らかになったのは、そうした人名に関わる墨書の可能性がある。

2 造酒司に酒を請求した文書

(S D 三〇三三五出土。宮二一一三三九)

〔物収カ〕

□□者

〔表〕倉麻呂謹頓首 酒二升 右今日

〔裏〕務 急甚仰坐垂処分頓首死罪

長さ二七六mm・幅三三mm・厚さ三mm ○一九型式

「長」は、当番ごとの責任者で、衛府の百人単位の統率者である番長の可能性もあるが、造酒司が兵士を直接呼び出せなかったかは疑問で、酒造りに携わった酒部の統率者とみるのが穏当と思われる。若湯坐・犬甘・日置は、いずれも中・下級官人を出す氏族である。

裏面は語順がやや整わないが、「直ハ給ウ状ニ從イテ必ズ番日ヲ知りテ向イ參上スベシ」とでも読むのであろう。通知した当番の割り当て通りに出勤するように、という意味である。末尾の「上」は、今回初めて墨書を確認できた文字である。

この木簡が差し出し側の造酒司で見つかったのは、呼び出しを受けた人々が造酒司に向く際に、この木簡を持参したからである。木簡はこのように差し出しに戻って捨てられる場合もあった。

再解読の結果、これまで読めていなかった部分が読めるようになり、従来より文意が通るようになった。

倉麻呂（上端を欠くためウジ名は不明）が今日何らかの用途に必要なからという理由で、酒二升を急ぎ請求する木簡。造酒司の職掌に相応しい内容である。裏面は「……ノ務、急グコト、甚シ、仰ギ望ムラクハ処分ヲ垂レンコトヲ、頓首死罪」とある。「頓首死罪」は文書の書き止めで、自分の不_レ慎_ヲを詫_ヒびて、相手に敬意を表し、願_ヒ事をする際に用いられる常套句。

酒づくりの日々

7 尾張国からの酒米の荷札

〔表〕尾張國中嶋郡石作郷
〔裏〕酒米五斗九月廿七日

〔SD三〇三五出土。宮二一二三五〕

長さ一四〇■・幅一七■・厚さ三■ 〇一型式

尾張國中嶋郡石作郷（今の愛知県あま市付近）から酒米を納めの際の荷札。酒米は、酒の醸造に用いる米。米五斗は今の二斗二升五合で、約四〇・五_リ、約三三・七五_{kg}にあたる。年が書かれていないが、郷の記載から、少なくとも七一七年（靈龜三）以降で、郷里制が廃止された七四〇年（天平十二）頃以降の可能性が高い。

「酒」は異体字で書かれている。ことに「酒」はむしろ「須」の異体字の「酒」に近い。形状は切り込みや下端を尖らせたりする加工のない長方形の材で、米の荷札としては異例である。下端を二次的に整形している可能性も皆無ではないだろう。

木簡をよむ① 釈読訂正の種明かし その一

読めなかった木簡が読めるようになる要因は大別して三つある。

一つめは、科学技術の進歩である。今では木簡の解読に当たり前のように赤外線装置を用いているが、奈文研の場合、日常的な解読に赤外線装置を用いるようになったのは、一九九〇年以降である。当時は装置自体が高価だったこともあり、木簡概報や報告書をまとめる段階になって初めて、読みにくくかつ是非読む必要がありそうなものを選んで、専門の写真技師の手助けを借りつつ、読みを確認したものである。赤外線装置自体の進歩もある。かつては操作線のちらつくブラウ管の画面による観察だったから、観察しにくい上に画面の保存もままならない。それが今では画像を即座にパソコンに保存でき、画像ソフトを用いて調整してみるのも可能になった。また、デジタルカメラを用いた鮮明な赤外線画像の写真技師による撮影も可能になった。

二つめは、保存処理による墨痕の鮮明化である。木簡の形を保っている水を、樹脂や高級アルコール、高分子の糖など、常温で固形の物質に置き換えてやることで、木簡は乾いた状態になって明るくなり文字が見やすくなることが多い。

三つめは、事例の蓄積である。類例が増えることによって、その字形で表現しようとした文字に確信がもてるようになるわけである。特に、そうとしか読めない文脈での使用例が見つければ心強い。地名や人名などの固有名詞だけでなく、語彙の増加が、残りの不完全な文字列を読むための選択肢の幅を大きく広げてくれるのである。

実際にはこれらが総合的に作用する場合が多い。2の木簡の場合には、保存処理によって浮かび上がった文字を最新鋭の赤外線写真で観察することによって、従来「謹啓」と読んでいた部分が、実は「謹頓首」だったことがわかった。同じ木簡の裏面の「頓首」と比較できたのも幸運だった。「三升」と読んで疑わなかった部分が実は「二升」だったのも大きな教訓だ。「酒」の最終画を「三」の一画目と取り違えていたのである。文字を読むのは本当に怖ろしい。

(SD三〇三五出土。宮二二二五二)

両村郷御酒米五斗

長さ一七八mm・幅三三mm・厚さ五mm ○三二型式

両村郷から「御酒米」を納めた際の荷札。二村郷の異表記であれば讃岐国鞆足郡の可能性もあるが、「両村」の表記や他に尾張国山田郡からの酒米の荷札（9など）が出土していることなどからみて、この木簡の両村郷も尾張国山田郡（今の愛知県豊明市付近）の可能性が高い。「御酒米」は、供御（天皇への貢進物）の酒（御酒）の醸造用の米をさすのであろう。

米五斗は今の二斗二升五合で、約四〇・五 \bar{r} 、約三三・七五kgにあたる。年代は、郷の記載から、少なくとも七二七年（靈龜三）以降で、郷里制が廃止された七四〇年（天平十二）頃以降の可能性が高い。

酒米の荷札は、郷名から書き出したり、個人名を書かなかつたりするなど、比較的簡略な書式のものが多い。酒米の生産地と造酒司には特別な結び付きがあったことの反映の可能性もあろう。

山田郡からの赤米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二二二五三)

山田郡建侶酒部枚夫赤米

長さ二六九mm・幅二〇mm・厚さ五mm ○三二型式

山田郡から赤米を納めた際の荷札。山田郡は、伊賀・尾張・上野・讃岐各国にあるが、米の貢進国で、かつ赤米の類例がある国としては、尾張国山田郡（今の名古屋市東部・尾張旭市・瀬戸市などの丘陵地帯）が相応しい。同じ遺構から、尾張国中嶋郡の酒米の荷札（7など）が見つかっていることもその傍証となる。

郷名記載の位置に書かれた建侶は不詳。酒部枚夫は貢進者の

名。赤米は種皮に特別の色素（赤褐色）をもち、繁殖力、耐寒性の強いイネといわれる（柳田国男ほか『稲の日本史』。天平六年度の尾張国正税帳（七三四年）には「納大炊寮酒部赤米式伯伍拾玖斛」（『大日本古文書』編年文書一六〇八）とあり、酒の醸造に使用されたことがわかる。

下端は原形をとどめていないが、右辺下部に切り込みの痕跡があることからみて、下部の欠損は僅かの長さである。現在記載の見えない数量がどこかに書かれていた可能性があると思えば、裏面ということになる。

10 丹後国からの米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二二二五九)

丹後国熊野郡田村郷神人丈万呂五斗

長さ二四二mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三三型式

丹後国熊野郡田村郷（今の京都府京丹後市久美浜町付近）の神人丈万呂が納めた租税の荷札。左辺の切り込み部分のみ欠損する。

五斗としか書かれていないが、白米の荷札に多く見られる書き方で、この木簡も白米の荷札とみられる。米五斗は今の二斗二升五合で、約四〇・五 \bar{r} 、約三三・七五kgにあたる。年代は、国・郡・郷の記載から、七四〇年（天平十二）以降の可能性が高い。全体に楷書でかつ勢いのある筆遣いで書かれているが、筆画を細かく見ると、今と異なる部分がある。「後一熊」「野」の旁に注目いただきたい。また、「神」の示偏はどのような筆順でどんな字体を意識して書いているのだろうか。「丈」もよく見ると余計な点がある。「万呂」は男性の人名に頻繁に用いられるため、他の部分が楷書でも、続けたり省略したりして独特の字形になることが多い。この木簡もその一例。

11 播磨国からの米の荷札

(S D 三〇三五出土。宮二二二六五)

(裏)加毛郡柞原郷阿斐
(裏)五斗

長さ一七五mm・幅三五mm・厚さ八mm ○三三型式

加毛郡柞原郷阿斐里から納められた租税の荷札。加毛郡は、
 参河・伊豆・美濃・佐渡・播磨・安芸の各国にある。柞原郷は
 いずれにも見えないが「柞」には「イチイ」のほか「ナラ」
 の訓があり、『播磨国風土記』加毛郡条に見える播原里にあたる
 とみられる。播磨国であれば米の貢進物としても相応しい。
 品目がなく五斗としか書かれていないが、白米の荷札に多く見
 られる書き方で、この木簡も白米貢進の際の荷札とみられる。米
 五斗は今の二斗二升五合で、約四〇・五^リ、約三三・七五kgにあ
 たる。

年代も書かれていないが、郷・里の記載から、郷里制が施行さ
 れていた七・七年(霊亀三)から七四〇年(天平十二)までのも
 のとみられる。個人名を書かない点は、7や8と同じである。

表の切込み部には、紐の痕跡が白く残っている。「柞原郷」と
 記した個所には三文字より余分の墨書があるので、一度墨書した
 後これを削り、さらに墨書したと考えられる。

なお、文字が現在の感覚からすればかなり大胆なもの、播磨国
 の荷札とみるに相応しい。ござと偏が「可」の左上に乗っている
 「阿」や、「支」になつて「斐」の下半分などにご注目いた
 だきたい。「阿斐里」で地名なのであるから、その感覚ならば無
 理をしても「里」まで表に取めるだろうが、今の感覚ならば無
 理である。表裏に取まらなかつたため、最後に側面に記した荷札
 (佐用郡速瀬郷の糯米の荷札(平城宮発掘調査出土木簡概報)
 三〇、七頁下段。以下、平城木簡概報三〇一七下、のように略す)
 さえ都に送つてきている国だけのことはある。

12 余米の数量を記した木簡1

(S D 三〇三五出土。宮二二二六五)

廿三日余米三斗

長さ(二七二)mm・幅三五mm・厚さ三mm ○一九型式

某月二十三日の「余米」の数量を記した木簡。三斗は現在の
 約一斗三升五合、二五^リ弱にあたる。下半は欠損しており原形不
 明だが、「斗」の下に大きく余白があることから、記載内容は完
 結しているとみられる。余米に付しておいた付札か、あるいは紙
 の帳簿に認める前になされたメモ書きのようなものであろうか。
 造酒司からは、他にも「余米」と書かれた木簡が出土している
 (22(Ⅱ期展示)、32(Ⅲ期展示)。余米の詳細は不明だが、
 正倉院文書などにみえる「乘米」と同じで、支給された量
 の六%を官司に留め、酒や副食物などにふりむけるためのものと
 もされる。

一文字目の「廿」は、二十の意味で、活字では縦画二本・横画
 二本で表されるが、実際には12のように長い横画一本に短めの縦
 画二本という字体で書かれることが多く、右側の縦画の末尾が右
 方向にキョツと返る場合もある。ちなみに、三十は「卅」、四十
 は「卌」と書くが、「五十」以上にこの書き方はなく、普通に「五
 十」「六十」などと書く。なお、古代には、例えば五十六を「五
 六」と書くことはなく、必ず「五十六」と書かれる。位取りの概
 念がないからである。もし「五六」と書かれていたら、それは「五
 または六」「五から六」などの意味となる。

13 清酒の付札1

清酒四斗

(S D 三〇三五出土。宮二二二六五)

長さ二四六mm・幅一六mm・厚さ五mm ○三三型式

14 酒(?)の付札

酒満

「清酒」に付けられた付札。四斗は現在の約一斗八升、三二・五ほどにあたる。清酒は「濁酒」(ニゴレルサケ)に対する語で、「スミサケ」または「スメルサケ」と訓む。上澄みをすくうか布でろ過するなどして、酒糟と分離したものであろう。ちなみに、無類の愛飲家として知られる大伴旅人(『万葉集』の編者とされる大伴家持の父)は、「讀酒歌」と通称される歌群を遺している(『万葉集』三二・三三・八〇・三五〇)。ここでは、旅人が嗜んだのは清酒ではなく「濁れる酒」とされている(同三三八・三四五)。旅人が大宰帥として任地に赴いて詠いた時期に詠んだ歌で、清酒が高級だったためか、あるいは「遠の朝廷」大宰府といえども平城京とは流通事情を異にしていたのか、はたまた旅人個人の好みによるものであろうか。

墨痕は薄いが、文字のクセは少なく、比較的読みやすい。上部の切り込みは左右で大きさが異なり、またよく見ると、右側が三角形なのに対して左側は台形になっているのが面白い。

SD三〇三三五出土。宮二二二三二七

長さ二〇mm・幅一七mm・厚さ六mm 〇三三型式

ただ二文字、「酒満」とのみ書かれた小型の付札。おそらく「酒が満杯に入っている」という意味であろう。フタをした容器などに添付し、「こぼさないように」と注意を促したものであろうか。ただ、この手の付札で内容物の状態まで記した例は他になく、また一時の注意書きとしてはわざわざ切り込みを施している点にも若干の違和感を覚える。

あるいは、男性名に多い「マロ」は、「麻呂」「万呂」「末呂」「萬侶」「満呂」など様々な字が当てられ、「万」「満」など一文

15

「中酔」と記した木簡

中酔

字で表される場合もあるから、「満」は「マロ」で、人名(酒麻呂)という可能性も考えられるだろうか。しかしその場合、個人の名前のみを記した札を付けた理由が説明しづらい。残念ながら、詳細不明とせざるを得ないようである。

文字は、ややクセの強いものである。両字とも三水は大きく省略され縦画一本のようになっていて、「満」は一見すると草冠の文字のようである。「満」以外の字の可能性も皆無ではないかも知れないが、他の候補は思い浮かばない。

なお、切り込み部分をよく見ると、上からの切り込みの方が奥まで入っていることがわかる。これは上から先に刃を入れたためである。細部を仔細に観察すると、木簡の作り方の様相までうかがい知れる場合もある。

SD三〇三三五出土。宮二二二三三三

長さ一〇七mm・幅三四mm・厚さ三mm 〇二二型式

上半に墨痕も黒々と「中酔」とのみ書かれている。「中」は中等という意味であろう。造酒司では他に「清酒中」と記した木簡も見つかっており(23(Ⅱ期展示))、こちらも同様の意味に解されている。

造酒司では、酒のみでなく酔の醸造も行っていた。「酔」は『和名類聚抄』によると「ス」又は「カラサケ」と読む。正倉院文書には米一石から酢九斗を得たことがみえ(『大日本古文書』六一九三)、また「延喜式」には「酢一石料 米六斗九升 糠(一)麴 四斗一升 水一石二斗」と造酢法が記されている(造酒司式造雑給酒酢法条)。

この木簡は一見すると完形品のようにだが、実は右辺が割れて失われている。但し、文字の位置からみて、欠損はそれほど大きく

はないだろう。切り込みがなくしかも小型であることからみて、大型の甕などに付けたものではなく、容器などに小分けにしたものに添付したものか。また、酢だけを集めてストックしていればわざわざ「酢」と書く必要はなく、「中」のみで事足りるであろうから、あるいは他の酒類などと一緒に保管されていた状況を示しているかもしれない。

二条六厩三石五斗九升

(S D三〇三五出土。宮二―二三三〇)

長さ二三五㎝・幅四一㎝・厚さ六㎝ ○三三型式

〔二条六〕は、多数の厩(甕)を整理と並べた縦横の位置関係を示すもの。二列目の六番目の意味。三石五斗九升は、今の一石六斗二升ほど、約二九〇ℓにあたる。これはほぼ直径八二cmの球の体積に相当する。

中味が何かは書かれていないが、水と明記するもうひとつ回り大きな〔三条七〕の甕の付札(26〔Ⅱ期展示〕)も見つかっているので、明記のないこの付札は、酒甕のものだろう。そしてこれが同じ場所のものとするれば、少なくとも二十一個以上の大甕が整理と並んでいたことになる(大甕は底が平らではなく、穴を掘って掘えられていた)。

造酒司跡の発掘調査では、内部に甕を据えた痕跡がある建物が多数見つかったりするので、これと符合する。西大寺食堂跡で見つかった建物の場合、一列四個の甕が少なくとも二十列はあり、間隔はそれぞれ一・五mだった。必要最小限の通路部分を残して隣の甕と接するような状態だったことになる。造酒司でも同じようにギョッリと並べて掘えられていたのだろう。

ところで、従来は「三石五斗九升」について、この甕に入れてある酒の実容積を示すと漠然と理解するのが一般的だったように

思う。しかし、この甕で直に醸造するのならば、できあがった酒の容積を計量するのは難しいだろうし、別の容器で醸造したものを研で計って注ぎ入れるのならば、もう少しキリのよい数字にしそうなものである。また、使用し始めたならこの木簡はもう用済みになるのだろうか。使用の都度、使用料を木簡に書き付けていくことは充分考えられるが、この木簡にはそのような形跡は見られない。

このように考えるならば、この木簡はむしろ甕を据える前に計った甕の最大容積を示すための付札なのではないか。その場合、26〔Ⅱ期展示〕の「三条七甕水」は、「水専用」の甕の意味に理解できるだろう。初めから用途を決めていたことになる。

造酒司ならではの木簡なのは間違いないが、内容が端的であるだけに、かえって難しい面もある木簡である。なお、縦横の位置関係を記した同種の木簡は、長岡宮跡でも見つかっている。(八条四甕納米三斛九斗。京都府教育委員会「長岡宮跡昭和四四年発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概要一九七二』。但しこれの内容物は、酒や水ではなく、米である)。

聖武天皇の大嘗祭

37 水汲みの割り当て表²

(S D三〇三五出土。宮二―二三三七)

〔表〕十一月十六日水汲

針果安 高宮五百嶋
田部咋未呂 長□足嶋

〔車カ〕

(裏)

氏酒人
桑原知嶋〔奈カ〕
大部□足未呂
日置造金□

長さ二五六㎝・幅二六㎝・厚さ四㎝ ○三三形式

付札は、日本の木簡では珍しい。

十一月十六日の水汲み担当者八人の氏名を書き上げた木簡。水は、醸造用として役所内の井戸から汲んだものか。この種の木簡は単なる割り当て表ではなく、担当者の報告やその食料支給に用いられる場合もあった。年紀は書かれていないが、日付からみて、七二四年（神亀二）十一月に行われた聖武天皇の大嘗祭に関わる可能性がある。

木簡の用途と切り込みのある形状との関係は不詳。あるいは荷札を二次利用したものか。なお、二方所にある「未呂」は、「未呂」のつもりだろうが、いづれも二画目を長く書いている。「果」も「果」のつもりか。「果安」ならば人名として自然である。また「長車」は珍しいウジ名。現在のところ、この木簡にしか見えない。

38 白酒(?)の付札

(S D 三〇三・五出土。宮二一・三三三三)

(表) 清酒四斗

(裏) 白酒

長さ九五・幅三三・厚さ四四 ○三三型式

13と同じ清酒四斗の付札である……と言いたいところだが、裏面に「白酒」とあるため、そう単純にはいかない。「白酒」は、濁り酒の総称、もしくは、新嘗祭や大嘗祭の際に醸造し「黒酒」とともに供される特別な酒を指す。濁り酒の意味に取ると、表面の「清酒」と合わなくなってしまうため、新嘗祭・大嘗祭の白酒を指す可能性が高い。想像をたくましくすれば、清酒と書いただけでは白酒か黒酒かわからないため、裏面に「白酒」と補足したのかもしれない。なお、「酒」字の書きぶりは、省画の著しい表と楷書に近い裏とでかなり異なるが、書き手が異なるとまで言えるかどうかは判断しがたい。

この木簡や73(Ⅲ期展示)のように下端にのみ切り込みがある

39 大嘗祭が行われた月の日付を記した璽の付札

(S D 三〇三・五出土。宮二一・三三三三)

(表) 三石七斗二升

(裏) 神亀元年十一月十一日

長さ一八九・幅二九・厚さ六四 ○三三型式

表面に容量が、裏面に年紀が記されている。容量の三石七斗二升は、今の約一石六斗七升、三〇一ℓにあたる。16と同じく、(大甕)の付札か。中身が何かは書かれていないが、酒、水、あるいは米などの可能性が考えられる。水と明記するものがあることから(26(Ⅱ期展示)・35(Ⅲ期展示)、明記のないこの付札は、酒甕のものである可能性が高いか。

年紀の神亀元年十一月十一日は、聖武天皇の大嘗祭が行われる十二日前にあたる。おそらく大嘗祭の準備に関わる木簡であろう。

40 河内国志紀郡からの難酒の荷札

(S D 三〇三・五出土。宮二一・三三七)

(表) 難酒志紀郡

(裏) 田井カ

(裏) 郷缶入四斗、升

長さ一三三・幅二四・厚さ四四 ○三三型式

河内国志紀郡田井郷(現在の大阪府八尾市田井中付近)から貢進された難酒の荷札。難酒は、『和名類聚抄』の狩谷檍斎注によれば、「濁酒之厚者」で、アルコール度数の高い濁り酒のことか。志紀の地は「古事記」雄略段に見える「志幾之大県主」

の居処で、果が置かれていたことから、大嘗祭四日目(午日)の豊明節会などで振る舞われる「果醗酒」に相当すると考えられる。『延喜式』によると、果醗酒は、豊明節会で六位已下と歌御人たちに、一人六合(現在の約二・七合、〇・四九リ)ずつ支給された。

裏面の「一」は、通常は直前の文字を繰り返すことを示すが、「四斗斗升」では意味が通じない。ここでは直前の数字を受けて、「四斗四升」のつもりで記したか。

「難酒」の二文字は比較的整っているが、それ以外の文字は、右上がりのクセがあるや崩れた字形で書かれている。当初は「難酒」とのみ書いた付札として機能していたが、そこに「志紀郡」以下の情報を追記することで、荷札としての体裁を整えたのだろう。

造酒司の諸札

49 紀伊国からの賚のニシの荷札

(SD三〇三三五出土、宮二二二二八四)

无漏郡進上御贄 少辛螺頭打

長さ二七mm・幅一八mm・厚さ四mm 〇三二型式

紀伊国无漏郡(和歌山県南東部および三重県南部)から贄として送られた少辛螺の頭打の荷札。贄は、天皇用の食材。少辛螺は、『和名類聚抄』によるとニシと読み、現在のニシと名のつく貝類(テングニシ・アカニシなど)にあたる。頭打は、貝殻の一部を穿ち、酢などに漬けたものとされる。頭打に加工した貝類は、ニシ以外に、「河鬼」(力キ)、「藤原宮木簡三」(二二五〇号)、「調備」(ツビツツ貝、平城木簡概報二四一三〇下)などが知

られる。

柎目の美しい木簡だが、それが災いしてか、右辺は木目に沿って割れてしまっている。

50 筑後国からのアユの荷札

(SD三〇三三五出土、宮二二二二八七)

筑後国生葉郡煮塩年魚肆斗式升 靈龜三年

長さ一七二mm・幅二二mm・厚さ四mm 〇三二型式

筑後国生葉郡(今の福岡県うきは市付近)から貢進された「煮塩年魚」(塩で煮て加工したアユ)の荷札。靈龜三年は、七一年。『延喜式』によると、大宰府から年料の贄として煮塩年魚を貢進している(内膳司式年料御贄条)。この木簡には税目の記載はないが、郡単位の貢進であること、「靈龜三年」は同年の年料分という意味に解されることから、贄の荷札とみて差し支えない。今回出展していないが、造酒司からは、同じ生葉郡から貢進された靈龜二年の煮塩年魚の荷札も見つかっている(宮二二二八八)。

この木簡では二種類の数字が使われている。年号の部分が「三」のような普通の漢数字を用いているのに対し、数量の部分では「肆」(四)、「式」(二)などの画数の多い漢字を充てている。現在でも領収書などで用いることがこれらの数字表記は大字と呼ばれ、古代の正式な公文書などで改竄を防ぐために使用された(一)壹(壹)、二(貳)、三(参)、四(肆)、五(伍)、六(陸)、七(柒)、八(捌)、九(玖)、十(拾)、百(佰)、千(仟)、万(萬)。荷札木簡で用いることは滅多にないが、荷物が贄であるため、特に気を遣ったのだろうか。活字のようにかっちりとした楷書と合わせ、その趣は、天皇への献上品の荷札としてふさわしい。

安房国朝夷郡健田郷仲村里戸私部真鳥調鮫六斤三列長四尺五寸束一束養老六年十月

(S D 三〇三五出土。宮二二三四六)

長さ四六一・幅三三・厚さ五・〇三二型式

52 能登国からの調のイリコの荷札

(S D 三〇五〇出土。宮二二五三七)

安房国朝夷郡健田郷仲村里(今の千葉県南房総市の田千倉町城付近)からの調のアワビの荷札。貢納者は私部真鳥。貢納量は「六斤」(大斤での計量、小斤では十八斤、約四kg)と記され、これは賦役令調網繩糸に記された正丁(成人男子)一人分の輸貢量に合致する。養老六年は七三二年。

安房国は七一八年(養老二)に上総国から分置され、七四一年(天平十三)に一旦上総国に戻されたが、七五七年(天平宝字一)に再び分置された。この木簡は最初の分置時期にあたる。アワビの産地として名高く、同国のアワビは「東海鱈」とも呼ばれて珍重された。付けられた荷札も三〇cmを超える大型のものが多くことが知られており、51は約四六cmもあり、とりわけ長大な逸品といえる。

51では、重量表記と並列して「三列長四尺五寸束一束」と記されている。これは、一本(≪列≫)が約一三五cm(≪四尺五寸≫)のアワビを三本で一束にしてある。意。ここから、このアワビが熨斗アワビ(アワビの肉を桂剥きに薄く切り伸ばし、干して乾燥させたもの)に加工されていたことがわかる。木簡の長さがアワビのちょうど三分の一ほどにあたることから、あるいは三分折りに畳んで梱包した可能性が考えられるかも知れない。

貢納者の私部真鳥の「鳥」の字は、最後の部分が横画一本で済まされ「鳥」のようにも見受けられる。しかし、奈良時代には「嶋」の字体を用いるのが一般的で、「鳥」が使われることはほとんどない。「真鳥」さんとみて誤りないであろう。

(裏) 能登国能登郡鹿嶋郷望理里調熬海鼠六

天平四年四月十七日

長さ三八・幅二・八・厚さ七・〇三二型式

能登国能登郡鹿嶋郷望理里からの調の「熬海鼠」の荷札。天平四年は七三二年。調は毎年九月から十二月の間に納入するのが基本であり(賦役令調庸物条、四月の貢納はやや珍しい)。

能登国は、七一八年(養老二)に越前国から分置され成立した。その後、七四一年(天平十三)に越中国に併合されるが、七五七年(天平宝字一)に再置された。

熬海鼠は、ナマコの内臓を取り除き、塩水で煮るなどしてから干して乾燥させたもの。現在のいわゆるナマコは古代には「海鼠」と呼ばれ、そのうち生またはそれに近い状態のものを「生海鼠」、乾燥させたものを「熬海鼠」と称していた。さすがに生海鼠の状態で都まで届けられることは多くなかったようで、見つかったいる荷札はほとんどが熬海鼠のものである。

52は状態があまり良くなく、特に表面の文字は読みにくい。しかし、赤外線装置を用いて観察すると、「鹿嶋」以下の文字を判読することができる。墨は赤外線を吸収するため、木簡に赤外線を当ててモニタに映し出すと墨が残っている部分が黒く映り、文字が読みやすくなることがある。木簡はあくまで肉眼で読

むのが基本だが、最近では赤外線装置による観察も積極的に取り入れられている。

なお、52は左辺にのみ上下両端に切り込みが認められるが、これは右辺が割れて原形を失っているためで、元は上下とも左右一対の形で切り込みがあったと思われる。切り込みは荷物の括りつける際に紐をかけるための加工であり、原則として左右いづれかのみに施されることはない。裏面の文字が左端に寄るのも、そのようにみれば合点がゆく。

53 女性名と数字を記した小型の木簡1

(SD三〇三五出土、宮二一二三三八)

「百依女御」^一

長さ八一・幅二二・厚さ三〇 〇二一型式

54 女性名と数字を記した小型の木簡2

(SD三〇三五出土、宮二一二三四三)

「表」□甘女「六」
「裏」麻「七」

長さ七八・幅二三・厚さ四〇 〇二一型式

53は、薄く小さな木片に女性の名前などが記された、用途未詳の謎の木簡。古代の女性名は「〇〇め」と最後に「め」(表記は「女」または「売」)が付けられるのが一般的だった。SD三〇三五からは、類似の木簡が二〇点近く見つかった(62・63(Ⅱ期展示)、71・72(Ⅲ期展示)など)。

別筆で数字が記されるものが多いこと、また53の「御」(Ⅱ期服、天皇用の服の意か)や72(Ⅲ期展示)の「裙」(Ⅱスカート状の女性用の衣服)といった記載からは、名前の記された女性が

縫製した衣服の種類と数量を記した付札である可能性も想定できる。そうすると、54の「麻」はその素材であろうか。ただ、そのように考えた場合、造酒司との関わりは説明しにくくなる。

これらの木簡には、いずれも〇二という型式番号が与えられている。この番号の定義は「小型矩形(Ⅱ長方形)のもの」とされるが、それより大きめの通常の「短冊形」とされる〇一型式との区別はやや曖昧である。そのため、現在はこの型式番号を使用する機会はあまり多くない。

53の「御」字は、墨痕明瞭で筆画も追いやすが、その分、現在とはかなり異なる字体であることが目を引く。「御」は「御調」(調)の古訓「みつぎ」を意識した表記)などの語でよく使用される文字だが、奈良時代には53のような字体を用いるのが一般的だった。これに慣れておくと、やや崩して記されていても判読しやすくなる。

55 釘の付札

釘大小并二百五

(SD三〇五〇出土、宮二一二五三九)

長さ二四六・幅二九・厚さ四〇 〇三九型式

釘に付けられた付札。上端に切り込みがあることから、大小あわせて二〇五本ないしそれ以上の釘を収納した容器などに括りつけられたものと思われる。

古代の建築には釘は使用されなかったと説かれることも多いが、実際には必ずしもそうではなく、外からは見えない屋根の部材の連結などに使われることがあった。55が付けられた釘も、あるいは造酒司内の建物の修理や建て替えに際して用いられたものであろうか。

発掘調査で釘が出土することもしばしばで、約三〇cm(一尺)もある大型のものから三cm(一寸)ほどの小型のものまで、さま

人名と数量のみを記した付札

〔SD三〇三五出土。宮二二二九三〕

壬生部石麻呂八連

長さ二〇〇mm・幅二六mm・厚さ七mm 〇三三型式

人名「¹壬生部石麻呂」と何かの数量「八連」のみが書かれた木簡。「連」は助数詞で、鉄・綿・松・ワカメなどに使用例がある。注目されるのは「²龜堅魚（³鯉節やなまり節の原形とみられるカツオの加工品の一種）の荷札で、重さ（斤・両）で量を示し、さらに「〇連△丸（節）」と数量を記した例が多く見られることである。「丸（節）」は現在の「個」のように「⁴龜堅魚を一つひとつとつ数える助数詞とみられるから、「連」はそれを数丸（十丸が基本か）ずつに連ねたもの単位と考えられる。現在も使われる助数詞の中では、「束」などに近いイメージといえようか。

ややくせの強い、闊達な筆の運びが目を引く。三文字目の「部」は平仮名の「つ」にしか見えないが、奈良時代の「部」は「マ」

さまざまな大きさのものがある。断面形が正方形やそれに近い四角形となる、いわゆる角釘であることが、古代の釘の大きな特徴である。なお、飛鳥池遺跡では「舎人皇子」などと記された木製の釘の様（見本）も見つかっており（飛鳥藤原京木簡一）九二号）、同遺跡でこれを基にした釘を生産していたことがうかがわれる。

釘を数える単位には、現在では船など限られた対象にしか使用されない「隻」を用いることが多かった。55は下部を欠失しているが、元来は「二百五」の下に「〇〇隻」などと記されていたかもしれない。柾目材が用いられ、表面には木目（年輪）がはっきりとあらわれている。柾目材の木目は木目に邪魔されて文字が読みにくいものも多いが、55は墨痕明瞭できわめて読みやすい。

「周」などの文字を記した習書木簡

〔SD三〇五〇出土。宮二二五四六〕

周周周周

周周周周

裏

長さ二一八mm・幅三二五mm・厚さ九mm 〇八一型式

「周」が八文字、「准」が二文字記された習書木簡。「習書」は一般に文字の練習とされることが多いが、実際には必ずしもそればかりでなく、暇つぶしの落書きや手遊び、あるいは清書前の筆慣らしなどの場合もあったと思われる。思いつまままに書き連ねることもあれば、法令や典籍などの出典のある語句や文章に基づいて書く場合もあった。筆者の意図を見極めるのが難しいことも多い。習書は、強いて言えば「文字を書くことそのもの」が目的である筆記」と表現できるかもしれない。

習書木簡はこれまで数多く見つかっており、どのような字が多

（旁の「ト」はおおざと）を簡略化したもの）の字体で書かれることも多かった（ただし、七世紀は「ア」の字体が主流）。それにしても56の「部（マ）」は最終画がほとんど認められず、特徴的な書きぶりと言える。「麻呂」の書きぶりもかなり特徴的である。「万呂」の表記を用いてもつと記号的に簡略化して書く場合も多いが、ここでは敢えて正式な「麻呂」の表記にこだわらず、かつ著しい省画を行っている。

こうした文字の雰囲気や書き様の印象からは、他者に宛てた荷物に付けられた荷札というよりも、物品管理のために納入品に添付した付札である可能性が高いように思われる。上端の切り込みが左右非対称でやや作りが粗いこと、品目が記されていないことなども、そのような想定を裏づけよう。

く書かれたかといった研究もなされている。それによれば、もっとも多く書かれたのは「大」、第二位が「人」、第三位が「道」とのことである。一方、「周」はよく習書される文字と言いがたい。あるいは、上総国周准(准)郡(今の千葉県君津市西平および木更津市の一部)の地名が念頭にあったのだろう。ひょっとしたら、筆記者の出身地かもしれない。その場合、慣れない都で遠い故郷を懐かしむ書き手の姿なども想像したくなる。

さらに、57表面の字配りをつぶさに観察すると、中央行の文字が大きめに堂々と書かれるのに対し、右行の文字はやや縮こまっているように見える。おそらく、最初に中央行の文字を書いた後、右側の余白にさらに「周」字を書き連ねたのであろう。ただし、中央行の中で二文字目の「周」のみは他とはやや軸がずれており、字幅も若干細く感じられる。あるいはこの字と左行の「周」は、一番最後に書き加えられたものであろうか。

習書木簡に接する際は、さまざまな角度から情報を汲み取るよう努めつつ、書き手の心情や場の風景にまで想いを巡らしてみるのが一興である。

「木簡が見つかった遺構」

SD三〇三五(展示番号127891011121314151637383940495051535456)

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約70cm、深さ約20cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。

奈良時代前半の霊亀・養老・神亀(七十七年から七十九年まで)の年号をもつものがまともについている。最上層からは、天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(60(Ⅱ期展示))が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。

なお、SD三〇三五の木簡は、溝のあちこちからまんべんなく出土し

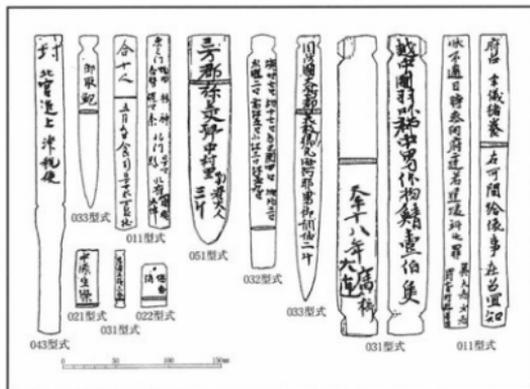
ているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

SD三〇五〇(展示番号525557)

造酒司の井戸からの南北方向の排水溝。二時期の溝が重複する。上層の溝は幅約80cmで、下層の溝は幅約50cm。上層の溝から、宝亀元年(七七〇)の紀年をもつ木簡(64(Ⅱ期展示))が出土しており、奈良時代末期まで機能していたと考えられる。

造酒司西辺は、井戸からの排水路として用いられ、奈良時代を通じて湿地状を呈していたとみられる。多数の木簡が遺存したのはこうした造酒司西辺の立地が大きく影響しているのだろう。

(史料研究室)



木簡の型式分類